

家庭用カーボン・オフセット
都市ガス契約
【New G Life】
(選択約款)

東海ガス株式会社

2026 年 6 月 30 日実施

< 目次 >

1. 対象となるお客さま	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. 使用量の算定	2
7. 当社が供給するガスの条件	3
8. 二酸化炭素削減量の算定	3
9. 料金	3
10. 精算について	3
11. 設置確認について	3
12. 名義の変更	4
13. 契約の変更または解消	4
14. 契約の途中終了	4
15. その他	4
付 則	4
別表第1. 早収料金の算定方法	5
別表第2. 適用する料金表	5
別表第3. 二酸化炭素削減量の算定方法	6

1. 対象となるお客さま

この選択約款は、4の適用条件をすべて満たすお客さまを対象として、当社のガス小売供給約款とあわせて適用いたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、お客さまとの需給契約の内容は、変更後の選択約款に基づくものとし、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) 当社は、ガス小売供給約款を変更した場合には、変更内容をあらかじめお客さまに通知の上、この選択約款を変更することがあります。

3. 用語の定義

- (1) 「ハイブリッド給湯器」とは、冷媒ヒートポンプ給湯器に潜熱回収型給湯器（エコジョーズ）を搭載している給湯機器をいいます。
- (2) 「Jークレジット制度」とは、省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度をいいます。
- (3) 「Jークレジット」とは、Jークレジット制度で認証された「クレジット」をいい、Jークレジット制度移行以前の旧制度下で認証された「クレジット」を含むものとします。なお、旧制度のクレジットを使用した場合には、旧制度のクレジット名の表記となります。
- (4) 「調整後排出係数」とは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」及び「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令」に伴い、当社で供給する都市ガスを消費する際に発生する温室効果ガス排出量を算定する際に用いる係数のことをいいます。
- (5) 「カーボン・オフセット都市ガス」とは、調整後排出係数がゼロとなるようにJークレジットにより排出係数を調整した都市ガスのことをいい、法令に基づき当社の調整後排出係数がゼロのメニューが環境省・経済産業省により公表されているものとします。
- (6) 「専用户建住宅」とは、居住の目的だけのために建てられた戸建住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (7) 「消費税等相当額」とは、消費税法にもとづき消費税が課される金額に消費税法にもとづく税率を乗じて得た金額、および地方税法にもとづき地方消費税が課される金額に地方税法にもとづく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

4. 適用条件

この選択約款は、次の全ての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望する場合に適用します。

- (1) 専用户建住宅において、その新築時にハイブリッド給湯器を設置していること。
- (2) (1) の住宅においてこの選択約款にもとづく契約を締結する以前に、当社とガスの供給契約を締結していないこと。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した時に成立いたします。
- (2) お客さまは、この選択約款を承諾の上、所定の申込書により当社に使用を申し込んでいただきます。
- (3) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月のガス小売供給約款に定める定例検針日（以下「定例検針日」といいます。）までといたします。
 - ② 契約期間満了に先立って解約または変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4) 当社は、この選択約款にもとづく契約を契約期間満了前に解約または解約と同時にガス小売供給約款にもとづく契約を締結されたかたが、同一需要場所でこの選択約款の申し込みをされた場合、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (5) 当社は、この選択約款を契約されているお客さまが、その契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (6) 当社は、お客さまがこの選択約款または当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款への申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みによりその使用量を算定いたします。

7. 当社が供給するガスの条件

当社はお客様にカーボン・オフセット都市ガスを供給します。なお、供給ガスの、熱量、圧力および燃焼性はガス小売供給約款と同じです。

8. 二酸化炭素削減量の算定

当社は、毎年、前年4月の検針日から当年3月の検針日までの1年間におけるガス使用量に対し、別表第3で定めた算定式により二酸化炭素削減量を算定し、当年7月末日までにお客さまへ通知するものとします。

9. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には早収料金を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。
- (2) 当社は、口座振替により料金のお支払いをいただいているお客さまについて、当社の都合により、料金を早収期間経過後にお客さまの口座から引き落とした場合は、早収期間内にお支払いがあったものといたします。
- (3) 当社は別表第2の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金またはガス小売供給約款第19条の規定により調整単位料金を算定した場合はその調整単位料金を用います。）を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

10. 精算について

4の条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼってガス小売供給約款に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

11. 設置確認について

- (1) 当社は、4に定める適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、機器の設置場所への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの選択約款にもとづく契約を解約し解約日以降、ガス小売供給約款を適用いたします。
- (2) ハイブリッド給湯器を取り外した場合等、4に定める適用条件を満たさなくなった場合、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、この場合は、この選択

約款にもとづく契約を解約したものとみなし、解約日以降ガス小売供給約款を適用いたします。

1 2. 名義の変更

お客さままたは当社が、契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

1 3. 契約の変更または解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、もしくは2によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解約することができるものいたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解約することができるものいたします。

1 4. 契約の途中終了

当社は、次の各号のいずれかに該当した場合、お客さまに通知したうえで契約を解約することができるものいたします。

- (1) Jークレジット制度が終了する場合又は大幅な制度変更がなされた場合。
- (2) 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」及び「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令」に伴う都市ガス事業者別排出係数公表制度が終了する場合又は大幅な制度変更がなされた場合。

1 5. その他

- (1) この選択約款に定めのない事項については、当社のガス小売供給約款によるものいたします。
- (2) この約款に定める事項について当社のガス小売供給約款と異なる定めがある場合は、当該事項についてこの選択約款の規定を適用するものいたします。

付 則

1. 実施の期日

この選択約款は2026年6月30日から実施いたします。

別表第 1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金またはガス小売供給約款第 19 条の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします（小数点以下の端数は切り捨て。）。

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

別表第 2. 適用する料金表

(1) 適用区分

料金表 A: 使用量が 0 立方メートルから 22 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 B: 使用量が 22 立方メートルを超え、232 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 C: 使用量が 232 立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表 A

①基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1, 084. 60 円
---------------------	--------------

②基準単位料金

1 立方メートルにつき	202. 13 円
-------------	-----------

③調整単位料金

②の各基準単位料金をもとに、ガス小売供給約款第 19 条の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。

(3) 料金表 B

①基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1, 386. 00 円
---------------------	--------------

②基準単位料金

1 立方メートルにつき	188. 43 円
-------------	-----------

③調整単位料金

②の各基準単位料金をもとに、ガス小売供給約款第 19 条の規定により算定した 1 立

方メートルあたりの単位料金といたします。

(4) 料金表 C

①基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	5,150.20 円
---------------------	------------

②基準単位料金

1 立方メートルにつき	172.21 円
-------------	----------

③調整単位料金

②の各基準単位料金をもとに、ガス小売供給約款第 19 条の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。

別表第 3. 二酸化炭素削減量の算定方法

(1) 二酸化炭素削減量は当社が供給する標準的な調整後排出係数により算定される温室効果ガス排出量とし、次の算式により算定する（小数点第 3 位以下の端数は切り捨てる。）。

$$M = V \times \frac{(101.325 + 0.981) \times (273.15 + 25)}{100 \times (273.15 + 15)} \times 2.09$$

Mは二酸化炭素削減量（kg-CO₂）

Vは 6 により算定するガス使用量（m₃）

2024 年 10 月 1 日 实施
2025 年 6 月 1 日 变更
2026 年 6 月 30 日 变更